

蓮田白岡衛生組合と株式会社ジモティーとの リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定書

蓮田白岡衛生組合（以下「甲」という。）と株式会社ジモティー（以下「乙」という。）は、リユース活動の促進に向け、以下とおり連携と協力に関する協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲及び乙の緊密な連携と協力により、それぞれの資源や機能等の活用を図り、蓮田市及び白岡市内のリユース活動を促進し、住民サービスの向上及び環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- （1） リユース活動を促進するための企画立案に関すること。
- （2） リユース活動を促進するための広報啓発に関すること。
- （3） その他リユース活動の促進に関して、甲及び乙で合意した事項に関すること。

（会議）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的達成に向けた連絡事項に関する協議及び報告を行うため、甲及び乙の担当者による会議を適宜開催する。

（実績報告）

第4条 乙は、蓮田市民及び白岡市民が乙の事業を利用し、リユース品の取引を行った実績を甲に報告する。

（責務）

第5条 乙の事業を利用した者の中でトラブルが発生した場合は、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携にあたり、知り得た当事者の秘密を、事前に当事者の書面による承諾を得ることなく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

（変更）

第7条 甲又は乙から、本協定の内容について変更の申し出があった場合、甲乙

協議のうえ、書面によりこれを定めるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙から本協定の終了について申し出がなければ、1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年3月1日

甲 埼玉県白岡市篠津1279-5
蓮田白岡衛生組合
管理者 中野和信

乙 東京都品川区西五反田1丁目30番地2
株式会社ジモティー
代表取締役社長 加藤貴博